

1 苦情申立ての趣旨に沿った事例 (2)

自宅等への乗り入れ工事等について

苦情申立ての趣旨	<p>下記の、趣旨・理由に基づく苦情申立てについて調査するものです。</p> <p>【趣旨】 老朽化と元々の形状に問題のある危険な道路及び側溝の改修工事を要望する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自宅乗り入れのための道路舗装や老朽化している側溝の補修などのために約 100 万円の見積もりが出ている。簡易工事で済む一般的な道路、側溝ではなく、市の管理がなされていないため老朽化も進み、費用がかさむ。市の所有物である物の工事を全額住民に高額負担させることは理解に苦しむ。・ 隣家も工事が始まりそれぞれの建設会社が独自の乗り入れ工事を行えば、道路及び側溝形状も統一されず危険に加えてますます不具合だらけの状態になる。今、欠点だらけの工事に自己負担 100 万円をかけなければならないことに憤りを感じている。・ 我が家の工事はV S側溝を設置するらしく、これを 6 メートル入れると側溝は狭くなるので工事をしない場所と段差が発生する。「この工事を行わなければ市の許可がおりない」と言われたが、本当にこれが最善だと思っているのか？・ また、草の生い茂る蓋のない深さ 1 メートルの側溝が危険な状態で、これでは安心して生活できない。 <p>(苦情の趣旨及び理由は整理しました。)</p>
調査の結果	<p>(調査の経緯)</p> <p>申立人からの苦情申立書の提出を受け、オンブズパーソンは申立て内容を精査するとともに、実態の把握と調査を行いました。</p> <p>また、令和 3 年 3 月 22 日に道路課より本案件の関連資料等の提出を受けるとともに、同年 3 月 25 日に道路課副課長、担当係長から聴き取りを行いました。</p> <p>調査の結果は、以下のとおりです。</p> <p>【道路課の説明及び見解等】</p> <p>(1) 市道管理についての制度上の取り扱いについて法的根拠も含め教えてください。あわせて関係する条例、要綱等の資料の提出をお願いします。</p> <p>① 自宅等の乗り入れ工事について</p> <p>道路法第 24 条により、道路管理者以外のものは、道路に関する工事の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができるとされています。道路管理者以外のものが乗り入れ工</p>

<p>調査 の 結果 (つづき)</p>	<p>事等を実施する場合は、上越市道路工事施工承認規則に基づき「道路工事施工承認申請書」に必要な書類を添付して提出し、市の承認を受けたものが工事を実施することができます。</p> <p>なお、市では道路法第24条の承認に係る一般的な指針として、上越市道路工事施工承認申請基準を定めており、道路工事施工承認申請書の承認に係る審査を行っています。</p> <p>② 側溝の管理について</p> <p>道路側溝は、市道の雨水排水の他、沿線の敷地からの雨水や家庭からの排水を流すための重要な施設として、町内会などの地元関係者と市が維持管理を行っております。</p> <p>通常の維持管理として行う側溝の掃除や側溝脇の除草などは、原則町内会などの地元関係者をお願いしており、破損や勾配修正などの修繕工事は市が行っております。</p> <p>側溝が深い場合や暗渠の場合などは、市が専門業者に委託し高圧洗浄機などで清掃しております。また、集落をつなぐ市道の除草については、市が建設業者に委託するなどして除草しているところです。</p> <p>いずれにしても、側溝を使用する住民と市がお互いの役割を果たしながら維持管理しているところです。</p> <p>※制度に関する関係資料の提出を受ける。</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置図、写真、横断面図 ・道路法（道路管理者以外の者の行う工事）第24条 ・上越市道路工事施工承認規則 ・上越市道路工事施工承認申請基準 など <p>(2) 申立人とのやり取り（経過）について教えてください。 (やり取り(経過)の内容は整理しました。)</p> <p>○令和2年4月23日</p> <p>申立人の代理人より、市道A線沿いで家屋の新築を予定しているが、舗装の幅が狭く危険なため、路肩を舗装してもらいたいという要望があった。</p> <p>午後から現場を確認したうえで、状況や対応等について申立人の代理人に電話で説明した。</p> <p>○同年5月頃</p> <p>申立人の代理人が「歩行者の安全のため」と修繕を強く要望してきたので、町内会等から地域として要望を出してもらおうようお願いした。</p> <p>その後、町内会の意向を確認し、修繕の必要は無いという回答を得ている。</p>
----------------------------------	---

<p>調査 の 結果 (つづき)</p>	<p>○同年7月頃(申立人は8月27日と回答) 申立人の代理人より「自分の乗り入れ箇所だけでも路肩の舗装ができないか」と相談を受けたが、「個人の都合のために舗装工事はできない」と説明した。</p> <p>(3) 申立人の主張について貴課の考えと今後の対応を教えてください。</p> <p>市道から建物や畑等の個人財産への出入りのため乗り入れを工事する場合は、道路工事施工承認が必須であり、法令・規則等を遵守し、市道の安全な通行を確保しています。</p> <p>市では、危険な道路及び側溝の改修工事に係る地域からの要望を受け、交通安全点検を実施するなど、危険性や緊急性を検討し、計画的に改修工事を実施しています。</p> <p>当該苦情のあった道路及び側溝の改修工事については、令和2年4月に当課に相談はありましたが、現在も地域からの要望はありません。また、このたびの案件は個人の住宅への乗入れが目的であり、現時点において当該区間の改修工事の予定はありません。</p> <p>また、令和3年3月15日に現地を確認したところ、仮設用の敷き鉄板が設置(不法占用)され、工事に着手する準備をしているようであったが、このたびの乗入れ工事については、道路工事施工承認申請書が未提出であり、市は乗入れ工事を承認していないことから、まずは道路工事施工承認申請書の提出を求め、市の承認を受けるよう指導します。</p>
<p>処理 の 内容</p>	<p>オンブズパーソンの見解は以下のとおりです。</p> <p>オンブズパーソン制度は、苦情の原因となった事実が、直接利害を有している者に対して市の機関、あるいは、その職員による違法、不当な行為等により生じたと考えられる事案が対象であり、今回の苦情のうち、誰もが利用する公衆用市道の側溝の管理等、一般的な市の制度に関する陳情、要望については、オンブズパーソン条例第12条の規定により調査対象とはなりませんので、申立人が直接利害を有する自宅建設用地への乗入れ工事についての事項に限定して調査、意見を述べることとなります。</p> <p>市道から自宅等への乗入れ口の取扱いについては「道路法」並びに「上越市道路工事施工承認規則」が定められており、今回のように乗入れ口の工事等、道路占有を行う場合は「道路工事施工承認申請書」に必要な書類を添付し、市の許可を受ける必要があり、かつ、申請者の負担において工事を施工し、工事完了後の構築物等は速やかに市に引渡すこととなっています。</p> <p>また、申請に関し、市では承認するに当たっての承認基準として「上越市道路工事施工承認申請書基準」を定めており、この基準を指針として承認しているところです。</p> <p>あわせて、工事の内容については、市道に極めて重大な支障が生じない限り、申請内容を基に、その妥当性を判断することとなっており、例えばV S側溝でなけれ</p>

<p>処理 の 内容 (つづき)</p>	<p>ばならないというような特定の定めにはなっていないので、施工する業者と申請者が密接に話し合うとともに、業者の提案のみならず、必要に応じ市の担当部局へ相談され、申請者が納得いくまで内容を検討することが望ましいと考えます。</p> <p>以上のことから、法令上はあくまでも道路を占有することとなる者が、自宅等への乗入れ口工事など、自己の都合により、道路管理者である市に対して許可を得るという制度であり、公費で負担すべき理由を見出すことは一般的には困難ではないかと考えられます。</p> <p>なお、市道側溝の一般的管理に関し、市では、町内会を通じて、要望等を聴くなどしているとのことですので、町内会に相談されることも一考ではないかと考えます。</p> <p>(市への要望)</p> <p>市道の占有については、道路法等、法令上の定めがあるが、現状では一般の市民には馴染みが少なく、その取扱い等は極めて専門性を有することもあり、また、十分な周知・理解が成されているとは言えず、今回のような乗入れ口の工事に道路占有許可が必要である、との規程さえ承知していない市民が多いのではないかと考えられる。</p> <p>このようなことから道路占有申請に関しては、誤解も含め、その取扱いに少なからず不満も持たれる市民がおられることを想定したうえで、施工業者への指導の徹底とともに、市民の理解を深めるための工夫を検討していただきたい。</p> <p>申立人におかれましては、市への要望も含め、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---